Ļ 為に移咨す。須らく咨に至るべき者なり。 国して急報せしめんことを。返棹の良期を滞らしむる勿れ。此の に、南風の早汛の発原に乗得し、希わくは亟やかに廻文を下し帰 しむ。煩為わくは査照して施行せんことを、等の因あり。 て備咨し、原遣等の官の都通事蔡祚隆等に着令し馳逓して告投せ 理として合に貴司に移咨して知会すべし。遵いて前項の縁繇を将 藩臣の微忱を展布ぶるに庶からん、等の因あり。此の為に、 此の為

福建等処承宣布政使司に咨す

崇禎十一年 (一六三八) 正月二十五日 再対して過を正す

注*本文書は表面的には進貢船の消息をたずねる咨文であるが、 り、事件の早急な解決を暗に督促するものであろう。〔二〇-〇三〕 九年に帰るべき蔡錦らは崇禎七年の王銀詐取事件にかかわってお

(1) 二船 崇禎九年十月の林国用らの船をさす。

(2) 五年一貢 〔一八-二〇〕参照。

(3) 崇禎七年 ここから注(4) まで〔○四−○九〕 立場からする要約。 の琉球国の

4 等の因あり 〔○四−○九〕の要約の終り。

5 発軔 車を動かしはじめる。 出発する。

- 6 明台 天子の政を行う台。ここでは布政司をさす。
- 7 駐割 任地に留まる。ここでは琉球の使臣が閩に留まること。
- 8 望む、 欲する。
- 耆亀に準罔ければ **耆亀は年老いた亀。耆亀で大海を象徴さ**

海の変り易く定めがたいことをいうか。

- $\widehat{10}$ 霊爽 すぐれて不思議なこと。ここでは天子をさす。
- $\widehat{11}$ 煩冤 煩はわずらい、冤はわざわい。
- 12 地形の険に依って割拠すること。
- (13) 梟 獍 の人。 梟は母を食う鳥、獍は父を食う獣。転じて凶悪忘恩
- 14 勾接 勾は引く、 誘う。接はまじわる、近づく。
- (15) 構済張獰 ること。 多くのものが徒党をくんで悪事をほしいままにす
- $\widehat{16}$ 羅織 あみを張る。無実の人を罪におとし入れる。
- 17 **乖遭蹇遇** だまし討ちにし、待ちうけ、行く手をふさぐ。
- 18 奮健 武勇をふるうこと。
- 19
- 20
- 21 廻文 返書。回文に同じ。 章邦彦 宜野湾親方正成。生没年不詳。首里章氏の一 世。 尚

賢・尚質王代の三司官(『市史宝案抄』四一三頁)。

- 22 通訳して導くこと。
- $\widehat{23}$ 発源に同じ。事の始まり。

国王尚豊より礼部・布政司あて、 硫黄は自ら煎熟して、 崇禎

1-20-06

十一年分の定額および前年の不足分を貢するむねの咨

(一六三八、一〇、二〇)

琉球国中山王尚豊、 進貢の事の為にす。

欽依の事理を奉じ、遵守して奉行す、等の因あり。るに、三年両次に朝貢せよ、とあり。此れを欽む。欽遵して此の照得するに、崇禎七年(一六三四)十一月十九日、聖旨を奉ず

て合に備咨して開載し、明白ならしむべきの縁繇あり。 要照するに、崇禎十一年、歳に循い届及びて、擬するに合に進案照するに、崇禎十一年、歳に循い届及びて、擬するに合に進案照するに、崇禎十一年、歳に循い届及びて、擬するに合に進案照するに、崇禎十一年、歳に循い届及びて、擬するに合に進

の帰国に照らして、合に就ち知会すべし、等の因あり。 を致す。已に都通事林有材等に行し、査して黄数を将て呈報せし すらく、本国、以後の下年の進貢の生黄は、王に啓して、行令し すらく、本国、以後の下年の進貢の生黄は、王に啓して、行令し で自ら煎して餠と成し較べて斤数に足らしむれば、天朝帑蔵の費 で自ら煎して餠と成し較べて斤数に足らしむれば、天朝帑蔵の費 を致さず、と。已経に撰稿して両院に呈詳し、発下せる謄写の正 を致さず、と。已経に撰稿して両院に呈詳し、発下せる謄写の正 を致さず、と。已経に撰稿して両院に呈詳し、発下せる謄写の正 を致さず、と。已経に撰稿して両院に呈詳し、発下せる謄写の正 を致さず、と。已経に撰稿して両院に呈詳し、発下せる謄写の正 を致さず、と。已経に撰稿して両院に呈詳し、発下せる謄写の正 を致さず、と。已経に撰稿して両院に呈詳し、発下せる謄写の正 を致さず、と。已経に撰稿して両院に呈詳し、発下せる謄写の正 を致さず、と。已経に撰稿して声にします。 を致さず、と。已経に撰稿して声にします。 を致さず、と。已経に撰稿して声にとき奏報せしむるの外、今、夷官 を改さず、と。已経に撰稿して声にとき奏報せしむるの外、今、夷官 本を改正し、人を差わして京に赴き奏報せしむるの外、今、夷官 の帰国に照らして、合に就ち知会すべし、等の因あり。

> 行せんことを。 合に就ち一併に貴部に移咨して知会すべし。煩為わくは査照して施 に憑り絹帛に兌換す。 ぎて以て嵩呼せしむ。此の為に、除外に附搭の土夏布二百匹は 齎して告投し、遥かに表箋を捧じ天階に赴きて俯伏し、宸陛を仰 特に紫金正議大夫・使者・都通事等の官の蔡堅等を遣わして咨を しむ。合に就ち声説し明白ならしむべし、等の因あり。此の為に を補足し、彙斉して装載し、官を遣わして管解し前来して投納せ 続いて前年の貢額の煎銷して耗損せる斤数の熟黄七千五百一十斤 し、著して永例と為すを蒙る。今、遵いて附搭して前来し兌換す。 斤に抵彀するに拠り、相応に崇禎十一年分の貢額を充足すべし。 に煎銷の火耗等の項の外の実在の熟黄一万二千六百斤は生黄二万 天朝官煎の定額の斤数に依遵し、除去し篩浄せる泥沙・石砕并び 一、立案す 此れを准け、 此の為に移咨す。須らく咨に至るべき者なり。 今、常貢の生黄二万斤を将て煎して餅塊と成し、 歴として貢して来朝する毎に、附搭を賜准

崇禎十一年(一六三八)十月二十日 一、礼部・福建等処承宣布政使司に移咨す

て、この時旧に復した。〔〇四-〇九〕注(8)三年両貢を参(1)三年両次 薩摩の侵攻の後、十年の修貢中止と五年一貢を経注*硫黄を琉球で煎熟して貢するのはこの時から始まる。

照

1-20-07

- (3)協督(ともこ且こなって、(2)届(期に同じ。
- (4)福建都指揮使司の行移 「進貢の生黄は…」から注(7)ま(3)協幇 ともに組になって、の意。幇は集団、仲間。
- (5)発下 上級者から下級者に文書を発すること。
- (6)謄写の正本 謄写は清書すること。ここでは赴京して報告さ
- (7) 等の因あり 注(4) の都指揮司の行移の終り。
- (8)抵穀 抵はあたる。穀は満ちる、足る。抵穀もあたる、足る。
- (9) 表箋 〔一三一五〕〔一三一七〕。
- 右の字の代替符号である(『清代文書綱要』五一頁)。(10)一 公文書の下書きにおいて用いられる標識符号の一つで、
- 正式に保存書類として残すこと。(11) 立案 立案は文案を立てる、下書きを作ること。更にそれを
- に送られた。 実際の咨文には「右、…に咨す」として、礼部と布政司に別々(12)一、礼部… 本来「右、…に咨す」とあるべき個所である。

とを請う咨(一六三八、一○、□)国王尚豊より礼部・布政司あて、納税して白糸を購入するこ

琉球国中山王尚豊、例に循いて効順し輸税するに、再た議処を

賜うを籲天する事の為にす。

祖制に恪遵するに、禁は硝・鉄・軍需の物に在り。然り而して糸

豈に属国に厚薄有らんや。惟だ是れ広東の香山嶼に例有り。暹羅・ず。敢えて欽遵せざらんや。朝廷の仁もて四夷を撫するを蒙るに、会同して具題し、礼部議覆して又明旨を奉じて糸を将て議して禁